

労働相談Q&A

（質問）求人票をみて、応募し、パートとして働いていきます。求人票には自給850円、月150時間、月127,500円となっていて、勤務時間も900〜1730（実働7時間半）となっていました。しかし、最近早く帰らされるようになり、収入も減り困っています。どうしたらいいでしょうか？

「求人票イコール労働契約書という訳ではありません」

（回答）求人票の内容と実際の労働条件が違うという質問ですが、求人票イコール契約書という訳ではありません。必ず雇用契約書を確認してください。雇用契約書に一日7時間半と記載があるにも関わらず、1日4時間で帰らされた場合には、残りの時間について休業手当の請求が出来るものと考えられます。証拠として、タイムカードのコピーなども取っておいてください。しかし、別途契約書がない場合は、雇用契約書を作成してもらうか、労働の動機となった求人票を一度会社に請求してみてください。